5 一(3) 練馬区立保育所延長保育実施基準表

◆ 練馬区立保育所延長保育実施基準表

保育指数 (世帯の状況)					
番号	細目				
1	延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況	(1) 週5日(または月20日)以上	20		
		(2) 週4日(または月16日~19日)	16		
		(3) 週3日(または月12日~15日)	12		
		(4) 週2日(または月8日~11日)	8		
2	(1) 父母いずれかが不存在		20		
3	(1) 延長保育を利用できれば	ば延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況になる	4		

調整指数				
番号	条件	調整指数		
1	ひとり親世帯		3	
2	延長保育実施時間帯において一定時間以上保育施設等に申込児童を預けている場合			
3	区外に在住する世帯の場合(転入予定世帯を除く)		- 4	

注 父母で保育指数が異なる場合、いずれか低い方の指数を保育指数として適用する。

● 同一指数世帯の優先事項

保育指数と調整指数を合算した指数が同一の場合、次の優先事項を基に利用順位を判断します。

- ① 練馬区在住者(転入予定者を含む)を優先します。
- ② 延長保育指数(保護者の状況)の高い児童を優先します。
- ③ 保育料 (注) に滞納 (既に卒園した児童の保育料に滞納がある場合も含む) がない世帯の児童を優先します。 注 「保育料」には、継続利用の延長保育料を含みます。
- ④ 災害>不存在>障害>疾病・負傷>就労>介護・看護、就学>出産>就労(内定)>求職、の類型順で優先します。
- 新望保育園等にきょうだいが在園している児童(注)を優先します。 注 利用希望月1日時点で、きょうだいが前月から継続して在園する場合に限ります。
 - 特別区民税(市町村民税)所得割が低額の世帯の児童を優先します。
- - 注 住民税 (特別区民税 (市町村民税) 所得割) の取扱いについては P.19 [住民税について] 参照。